

令和7年
7月号

濱田会計事務所通信

令和7年7月1日発行 Vol.95

令和5年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まり、多くの事業者がインボイス登録を行いました。中には登録を取り消したいという事業者もいらっしゃるようです。

登録をするときはすぐに登録が出来ますが、登録を取り消すときは少し注意が必要です。

ところで最近話題の ChatGPT 有料版に上記の登録取消しの注意点を聞いてみましたが、現時点では適切な回答は得られませんでした。最新の AI でも適切な回答を得られないほど複雑な税制なので、AI が税理士に取って代わることは、まだまだ出来ないようですが、税理士としては、果たしてこの複雑な税制で良いのか悪いのか…考えさせられます。

青年税理士連盟 第114回 六月定例会
立60周年記念講演会・祝賀



2025年6月に近畿青年税理士連盟の代表の任期が満了し、次期代表へ役目を引き継ぎました。

インボイス発行事業者の登録を取り消すには

インボイス発行事業者の登録の取消しは課税期間単位で行うこととなります。

課税期間とは個人事業者であれば原則として1月1日から12月31日、法人の場合は事業年度をいいます。

インボイス発行事業者の登録を取り消すためには、登録を取り消したい課税期間の初日から起算して15日前の日までに『適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書』を提出すれば、その課税期間からインボイス発行事業者の登録を取り消すことができます（15日前の日を過ぎて提出した場合、取り消したい課税期間の翌課税期間からインボイス発行事業者の登録が取り消されることとなります。）。

例えば個人事業者の場合、令和8年1月1日からインボイス発行事業者の登録を取り消したい場合は、令和7年12月17日までに届出書を提出する必要があります。

ただし、インボイス発行事業者の登録を取り消したとしても、消費税の納税義務が免除されるかどうかは別の要件があります。例えば基準期間（原則として2年前）の課税売上高（消費税が課税されている売上高）が1000万円を超えている場合は、インボイスの有る無しに係わらず消費税の納税義務は免除されません。

また、基準期間の課税売上高が1000万円以下であっても、インボイス発行事業者の登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間は課税事業者となりますので、たとえインボイス発行事業者の登録を取り消したとしても、消費税の申告納付が必要となります。

※ 令和5年10月1日を含む課税期間に登録を受けた場合を除きます。

具体例（基準期間の課税売上高が1000万円以下の個人事業者の場合）

インボイス発行事業者の登録日 令和5年10月1日
適格請求書発行事業者の登録を取消しを求める旨の届出書提出日 令和7年12月1日
消費税の納税義務が免除される日 令和8年1月1日

インボイス発行事業者の登録日 令和6年8月1日
適格請求書発行事業者の登録を取消しを求める旨の届出書提出日 令和7年12月1日
消費税の納税義務が免除される日 令和9年1月1日

この場合、令和8年分はインボイスの発行は出来なくても消費税の納税義務は残ります。



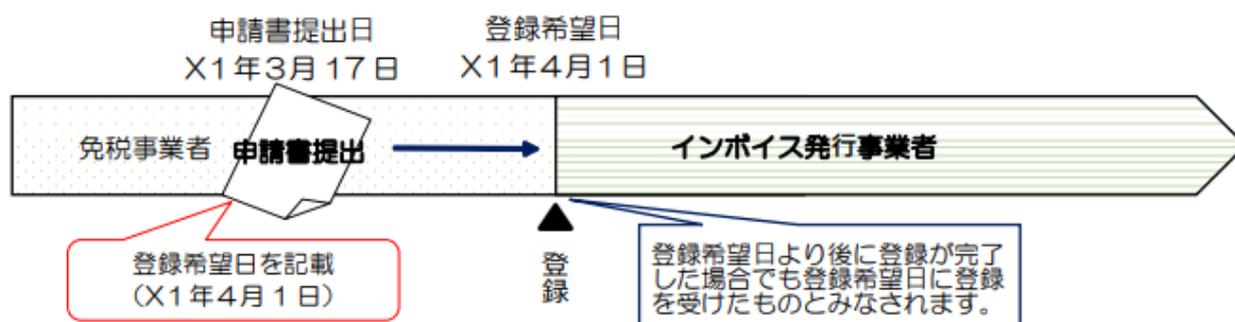
インボイス制度の登録に関する経過措置

免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受けるためには、原則として『消費税課税事業者選択届出書』を提出し、課税事業者となる必要がありますが、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合は、登録申請書に登録希望日（登録申請書の提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することで、その希望日から後に登録された場合であっても、登録希望日に登録を受けたものとみなされます。（登録に係る経過措置）。

したがって上記の経過措置の適用を受けることとなる場合は、登録希望日から課税事業者となり、登録を受けるに当たり『消費税課税事業者選択届出書』を提出する必要はありません。

【注】登録開始日以後は課税事業者となり、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となっても登録の効力が失われない限り、消費税の申告が必要です。

○ X1年4月1日を登録希望日として登録申請手続を行う場合



- ※ 免税事業者が課税事業者となる課税期間の初日から登録を受けようとする場合は、その課税期間の初日から起算して15日前の日までに、登録申請書を提出する必要があります。
- ※ 登録に係る経過措置の適用を受け登録を受けた場合（令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合を除きます。）は、原則として登録開始日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間について、登録を取りやめたとしても免税事業者となることはできません。



* お客様紹介 *

株式会社 アサヒ商事 様

三菱重工業株式会社様・三菱電機モビリティ株式会社様を中心に（下記事業内容参照）活躍されています。

所長が独立した折、創立者である白石武夫様にもお力添えを頂き大変お世話になりました。代変わりされても誠実で堅実なお仕事を守られており、これからも益々の御活躍が楽しみな事業所様です。

【事業】 切削工具標準品及びツーリング / 砥石（研削・研磨）

ダイヤモンド工具/機械加工品、溶組品の作製

溶射・耐熱コーティング

樹脂成形用モールドの作製/溶接構造体

機械加工品/各種機器/機械の設置、修理等

【住所】 兵庫県姫路市南条三丁目 118 番地の 6

【電話】 079-235-8015

【HP】 <http://www.shoji-asahi.co.jp/>



濱田会計事務所 HAMADA ACCOUNTANT OFFICE

濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4 - 13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : <http://hamadakaikei.jp>



無料
メールマガジン
登録はこちら

